

町 田 市 分 別 収 集 計 画  
(第 10 期計画)

2 0 2 2 年 6 月

町田市環境資源部環境政策課

## 目 次

- 1 計画策定の意義
- 2 基本的方向
- 3 計画期間
- 4 対象品目
- 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み  
(法第8条第2項第1号)
- 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項  
(法第8条第2項第2号)
- 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装  
廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)
- 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)
- 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器  
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算  
定方法
- 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項  
(法第8条第2項第5号)
- 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項  
(法第8条第2項第6号)
- 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

## 1 計画策定の意義

今日、ごみ問題は、地球環境の保全という大きな課題に直結するものとして捉えて行く必要がある。大量生産・大量消費・大量廃棄という今までの社会経済活動や生活様式を根本から見直すことによって、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの低減をはじめとした地球環境に配慮した取組が求められている。

町田市では、地域や地球の環境を守るために、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、市民・事業者・行政の協働により徹底したごみ減量、資源化を図りつつ持続可能で環境負荷の少ない都市を目指して、施策を進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的に取るべき方策を示したものである。

本計画を推進することにより、廃棄物の減量による温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成に寄与するものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の減量・資源化の推進
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減
- (3) 環境への意識や関心を高めるための啓発活動の実施

## 3 計画期間

本計画の計画期間は2023年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
容器包装廃棄物	31,231トン	31,257トン	31,183トン	31,095トン	30,991トン

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### (1)環境教育の充実

学校において、町田市環境副読本やごみと環境の出前講座等を活用してもらうことにより、ごみの減量についての教育活動を積極的に展開する。

### (2)啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学、ごみ減量の情報発信拠点である町田市バイオエネルギーセンターやリサイクル広場、広報紙等により、市民・事業者に対して、ごみ排出量の推移、処理経費の増加等ごみ処理の厳しい状況についての情報提供をし、ごみ問題に対する認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、適正排出や再生商品の利用の意義及び効果に関する啓発活動に積極的に取り組む。

### (3)住民団体による集団回収（地域資源回収）

町内会・自治会、子供会、老人会などの地域の団体が自主的に資源回収を行う場合に奨励金を交付する等、団体への支援を行い、分別意識を高める。

### (4)リサイクル推進店制度（拠点回収）

リサイクルできる白色発泡トレイ、ペットボトル、紙パックの回収を実施、または回収に協力する小売店舗を、市がリサイクル推進店として認定し、市民がこれらの容器を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の一層の推進を図る。

### (5)ごみ減量サポーター（廃棄物減量等推進員）

市民と行政が協働して、地域におけるごみの減量と資源化を推進していくために、町内会・自治会の推薦によるごみ減量サポーターがそれぞれの地域で活動を行い、市はこれらの活動を支援する。

### (6)マイボトル利用促進

ペットボトル等の使い捨て容器を使わず、繰り返し使えるマイボトルの利用を促進するため、スポーツチーム等との協働によるマイボトルキャンペーンの実施や、事業者との協働によるマイボトルOK店制度の周知、市内への給水拠点の設置を行う。

### (7)エコバッグ利用促進

リサイクル推進店と市内公共施設への普及啓発ポスターの掲示を行い、エコバッグの利用促進を図る。

### (8)プラスチックの3R講座

リデュース・リユース・リサイクルやプラスチックごみについて学んでもらい、プラスチックごみの減量に取り組んでもらえるよう講座を実施し、プラスチックごみの発生抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色発泡トレイ、容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

（単位 t）

	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度	
主としてスチール製の容器	465		465		464		463		461	
主としてアルミ製の容器	768		768		767		764		762	
無色のガラス製容器	(合計) 1,372		(合計) 1,373		(合計) 1,370		(合計) 1,366		(合計) 1,361	
	(引渡) 0	(独自) 1,372	(引渡) 0	(独自) 1,373	(引渡) 0	(独自) 1,370	(引渡) 0	(独自) 1,366	(引渡) 0	(独自) 1,361
茶色のガラス製容器	(合計) 596		(合計) 596		(合計) 595		(合計) 593		(合計) 591	
	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 596	(引渡) 0	(独自) 595	(引渡) 0	(独自) 593	(引渡) 0	(独自) 591
その他のガラス製容器	(合計) 1,009		(合計) 1,010		(合計) 1,008		(合計) 1,005		(合計) 1,001	
	(引渡) 1,009	(独自) 0	(引渡) 1,010	(独自) 0	(引渡) 1,008	(独自) 0	(引渡) 1,005	(独自) 0	(引渡) 1,001	(独自) 0

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	41		41		41		41		41	
主として段ボール製の容器	5,371		5,376		5,363		5,348		5,330	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 167		(合計) 168		(合計) 167		(合計) 167		(合計) 166	
	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 168	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 167	(引渡) 0	(独自) 166
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等の商品を充てんするためのもの	(合計) 1,116		(合計) 1,117		(合計) 1,115		(合計) 1,111		(合計) 1,108	
	(引渡) 0	(独自) 1,116	(引渡) 0	(独自) 1,117	(引渡) 0	(独自) 1,115	(引渡) 555.5	(独自) 555.5	(引渡) 554	(独自) 554
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 672		(合計) 672		(合計) 671		(合計) 4,415		(合計) 4,401	
	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 665	(独自) 7	(引渡) 664	(独自) 7	(引渡) 4,408	(独自) 7	(引渡) 4,394	(独自) 7
(うち白色トレイ)	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4	(引渡) 0	(独自) 4

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
430,000人 (対前年度比) -0.089%	430,369人 (対前年度比) 0.086%	429,351人 (対前年度比) -0.237%	428,127人 (対前年度比) -0.285%	426,707人 (対前年度比) -0.332%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

地域資源回収については支援を継続するとともに、リサイクル推進店の拠点回収についても引き続き実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
金属	スチール製容器	カン	委託業者による指定日収集	委託業者 民間業者
	アルミ製容器		住民団体による集団回収	
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	委託業者による指定日収集 住民団体による集団回収	委託業者 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	委託業者による指定日収集	委託業者
			住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	委託業者による指定日収集	委託業者
住民団体による集団回収			民間業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日収集	委託業者
			リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装	白色発泡トレイ	リサイクル推進店、公共施設拠点回収	委託業者
		容器包装プラスチック	委託業者による指定日収集	委託業者

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

カン・ビンは市施設の資源分別作業所で中間処理及び保管する。

段ボール・紙パック・その他紙製容器包装は収集後、古紙問屋に直接搬入する。

ペットボトル・白色発泡トレイは収集後、資源化施設に直接搬入する。

一部地域で分別収集を実施している容器包装プラスチックは、市施設において選別・圧縮梱包などの中間処理を行う。2026年度の容器包装プラスチック収集の全市展開に向けて、2025年度、2027年度にカン・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設の整備を予定している。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	カン			
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	プラスチック コンテナ	2トン 平ボディ車	資源分別作業所 (選別・圧縮・ 保管施設)
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス 製容器				
紙	飲料用紙製容器	紙パック	回収ボックス 紐かけ	2トン 平ボディ車 パッカー車	古紙問屋直接搬 入
	段ボール	ダンボール	紐かけ		
	その他の紙製容器包 装	雑がみ	紐かけ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス ネット	2トン 平ボディ車 (幌付)	資源化施設直接 搬入
	その他のプラスチック 製容器包装	白色発泡 トレイ	回収ボックス		
			容器包装 プラスチック	指定収集袋	2トン パッカー車

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行性のあるものにするため、一般廃棄物資源化基本計画に定める施策の進捗状況について毎年確認する。